

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、北小学校校舎増築工事の事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年4月28日

長久手市長 吉田一平

1	工事名	北小学校校舎増築工事
2	路線等の名称	北小学校
3	工事場所	長久手市池田地内
4	工期間	契約の翌日から平成30年12月28日まで
5	工事概要	校舎増築工事 建築工事一式、電気設備工事一式及び機械設備工事一式 既設校舎改修工事（職員室、保健室等） 建築改修工事一式、電気設備改修工事一式及び機械設備改修工事一式
6	予定価格	金521,430,000円（税抜金額）
7	最低制限価格	有（長久手市契約規則（昭和46年長久手町規則第12号。以下「契約規則」という。）第15条に規定する範囲）
8	入札方法	本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。 詳細な入札方法は、長久手市建設工事等電子入札実施要領及び電子入札システム操作手引書によるものとする。
9	入札参加資格要件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 平成28・29年度長久手市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者のうち建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を受けていること。 (3) 愛知県内に本店、支店又はこれに類する機関を置き、当該本店、支店又はこれに類する機関で建設工事業を営んでいるものであること。また、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合数値が建築一式工事において、名簿登録時及び直近時（一般競争入札参加資格確認申請書提出時をいう。）ともに1001点以上の者であること。ただし、経営事項審査の総合数値が規定以下であっても、本市に本店（※1）を有する業者は、この限りでない。 (4) この公告の日から開札の日までの期間において、長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

		(5) この公告の日から開札の日までの期間において、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。 (6) 本工事に建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。また、当該技術者においては、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団、事業団及び独立行政法人に限る。以下同じ。)が国内において発注した建築一式工事を施工した実績を有するものを配置できること。 (7) 過去10年間に官公庁が国内において発注した工事(平成19年4月1日から申請書を提出する前日までに完了及び引渡された工事)で、建築一式工事を元請けとして一契約につき282,400千円以上の施工実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の施工実績は除外する。 (8) この公告の日の6か月前の日から開札の日までの期間において、手形及び小切手の不渡りを出していないこと。 (9) この公告の日の2年前の日から開札の日までの期間において、不渡りによる取引停止処分を受けていないこと。 (10) 本件工事に係る設計業務の受託者(株内藤建築事務所名古屋事務所)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。	
10	入札参加資格確認申請書	提出方法	(※1 「本市に本店」とは、「主たる営業所」を長久手市内に置き、当該「営業所」において、建設業法第5条に規定する一般建設業又は同法第15条に規定する特定建設業の許可を受けている営業所をいう。 なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいう。 また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更申請含む。)に届け出た、主たる営業所をいう。)
11	契約条項等を示す場所	提出期間	アドレス <a href="http://www.city.nagakute.aichi.jp/">http://www.city.nagakute.aichi.jp/</a>

		縦覧期間	平成29年4月28日(金)から平成29年5月19日(金)まで(システムメンテナンス等休止時間帯を除く。)
12	設計図書等に対する質問・回答	提出方法	設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり電子メールにより提出すること。 電子メールアドレス <a href="mailto:kyoiku@nagakute.aichi.jp">kyoiku@nagakute.aichi.jp</a>
		提出期間	平成29年4月28日(金)から平成29年5月12日(金)まで
		回答方法	平成29年5月15日(月)までに入札参加者全員に電子メールにより通知する。
13	現場説明	有・無	日時 — 場所 —
14	入札書等の提出	提出方法	電子入札システムにより、工事費内訳書を添付して提出すること。
		提出期間	平成29年5月17日(水)午前8時から平成29年5月18日(木)午後3時まで(電子入札システム稼働時間内)
15	入札保証金		契約規則第11条の規定に基づき免除する。
16	開札場所及び開札日時	開札場所	長久手市役所本庁舎3階 第4会議室
		開札日時	平成29年5月19日(金)午前10時
17	落札候補者の入札参加資格証明資料の提出	提出方法	その他監理技術者資格者証の写し等、入札参加資格確認のために必要な資料を書留又は簡易書留のいずれかの方法により提出すること。
		提出場所	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 長久手市教育部教育総務課施設係
		提出期間	平成29年5月19日(金)午後5時まで
18	入札執行の留意事項		(1) 入札は、資格確認の結果において、入札参加資格を有すると認められた者が電子入札システムで行うものとし、郵送又は持参によるものは受け付けない。ただし、紙入札参加承認願を提出し、紙入札審査結果通知書において承認を得た場合を除く。 (2) 入札回数は、1回とする。 (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。 (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (5) 入札に参加する者は、入札書提出に併せ、入札金額と同額の工事費内訳書を提出すること。この場合、電子入札システムにより添付ファイルとして送信すること。なお、提出された工事費内訳書は返却しない。工事費内訳書は、市ホームページからダウンロードして使用するものとする。 (6) 入札執行の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した

		者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限での範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとして、落札候補者の入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格を有する場合は落札者とする。確認の結果、落札候補者が一般競争入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、新たな落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認を行うものとして、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。
19	契約書作成の要否	要
20	入札の無効	本公告に示した入札参加者資格を有していない者及び虚偽の申請を行った者並びに長久手市公共工事関係入札者心得書、長久手市建設工事等電子入札実施要領又は現場説明書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
21	契約締結	長久手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長久手村条例第1号）第2条の規定により、落札決定後仮契約を締結し、議決後に本契約を締結する（平成29年第2回長久手市議会定例会に上程予定）。ただし、開札後契約締結までの間に落札者の信用状況等が契約の相手方として不適当と認められるものとなった場合は、契約の締結を行わないものとする。
22	契約保証金	落札者は、契約規則第29条の規定に基づく契約保証金を納めなければならない。ただし、契約規則第31条各号の規定の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
23	前払金に関する事項	長久手市公共工事請負契約約款第36条の前払金については、請負金額500万円以上の工事につき、10分の4以内の割合を乗じて得た額を支払うことができる。ただし、算出して得た額は10万円単位の切捨てとし、1億円を超えるときは、1億円を限度とする。
24	市内業者の優先活用	本工事に係る下請負契約については、長久手市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
25	その他の	(1) 資格確認申請書作成説明会は、実施しない。 (2) 資格確認申請書のヒヤリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。 (3) 提出された資格確認申請書は、原則として公表せず、また、無断で使用することはしないものとし、申請者に返却しない。 (4) 工期は、事情により変更することがある。 (5) 入札に参加する者は、長久手市公共工事関係入札者心得書、長久手市建設工事等電子入札実施要領、設計図書等を熟読し、入札の心得を遵守すること。 (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

		(7) 入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は、資格確認申請、現場説明会参加、入札等の営業活動はできないものとする。 (8) 建設業退職金共済組合掛金相当分を現場管理費に加算してある。
26	問合せ先	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 長久手市教育部教育総務課施設係 電話 (0561) 63-1111 内線545